

公益社団法人大阪社会福祉士会 役員選出規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第23条第1項による役員選出に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の定数)

第2条 定款の定めるところにより、理事の定数は、13人以上17人以内、監事の定数は2人とする。

(理事の区分)

第3条 理事を次のとおり区分する。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 外部理事 | 4人以上10人以内 |
| (2) 会員理事 | 6人以上10人以内 |

(会員理事の立候補)

第4条 会員理事は、立候補制とする。

- 立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とする。
- 立候補の受付は、事務局に提出、又は郵送によることとし、締切日の消印を有効とする。
- 立候補者は、正会員でなければならない。又、立候補にあたり、立候補理由を明記しなければならない。
- 立候補にあたり、会員2人以上の推薦者を必要とする。
- 推薦者は、推薦にあたり次の要件を必要とする。
 - 推薦にあたり推薦理由を明記していること。
 - 推薦者が推薦する立候補者は一人であること。
 - 推薦者は、自ら立候補していないこと。

(外部理事及び監事の候補者)

第5条 外部理事候補者は、会員以外の学識経験者等から理事会が選出する。監事の候補者も同様とする。

- 前項の選出の時期は、前条第2項の期間とする。

(選挙管理委員会)

第6条 会員理事選出にかかる事務を行うため、本会に選挙管理委員会を設置する。

- 理事会は、選挙管理委員会委員（以下「委員」という。）5人を選任し、会長が委嘱する。ただし、委員として、理事、監事、代議員を選任する事ができない。
- 委員の互選により選挙管理委員会委員長1人を選出する。
- 委員の任期は、2年間とする。ただし、任期の途中、前任者に替わり新しく選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、会員理事に立候補し、または立候補者を推薦することができない。
- 6 選挙管理委員会は、会員理事立候補のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。
- 7 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
- 8 選挙管理委員会は、会員理事立候補の受付及び審査並びに理事会の外部理事及び監事の選出を受けて、立候補者名簿を整え総会に提出する。

(欠 員)

第7条 役員に欠員が生じた場合の措置は、別に定める。

(委 任)

第8条 この規程に定めのない事項は、理事会の承認を基づき会長が別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会役員選出規則（2008年4月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会役員選出規程（2004年4月1日制定）は、廃止する。